

答 申 第 9 2 号  
平成25年1月15日  
(諮問公第105号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成21年7月17日付けで別表1のとおり公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成21年8月17日付け介福第298号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成21年11月5日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

文書不存在及び一部開示決定を取り消し、開示するとの決定を求めるといものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 開示請求1，2，7及び8について

(ア) 鹿児島県職員服務規程（以下「服務規程」という。）第18条の復命書は、鹿児島県文書規程（以下「文書規程」という。）第36条別表第3の「服務に関する文書」であり、保存期間は3年である。平成20年度には廃棄できない。

(イ) 簡易復命書を認定したとしてもその保存期間は3年である。

(ウ) 明らかに県の説明に不自然、不合理な点が認められる。「復命書」が存在しなければならぬ。

イ 開示請求3について

(ア) 開示しても特定の個人を識別することはできない。

(イ) 条例第7条第1号ただし書に該当する。

- (ウ) ○○（以下「特定介護事業所」という。）は不利益処分に応じ、不正請求は既に公表されており、本件開示請求は、今後の聴聞に係る事務に何ら該当しない。
- (エ) 特定介護事業所は不正請求をしたのであり、条例第7条第6号の保護に値しない。
- (オ) 今後、相手方が守秘的な態度を示すなど率直な意見の聴取が困難になるとは詭弁である。

ウ 開示請求4について

- (ア) 辞令は通知書であり、雇用契約書とは相違する。偽造されていない雇用契約書の全部開示を要求する。
- (イ) 非常勤と県自ら断定した雇用契約書でなければ、全部開示ではない。

エ 開示請求5及び9について

- (ア) 氏名は開示しているのであり、住所・生年月日を不開示とする理由は見当たらない。
- (イ) 金融機関名か口座番号のいずれかを開示しても、個人の識別とはならない。
- (ウ) 住所、生年月日、口座振込先は本人の自筆でなく、受領印もないから個人の識別とはならない。
- (エ) 出勤簿、報酬内訳書は偽装であり、個人の権利利益を保護するに値しない。

オ 開示請求6について

- (ア) 「出勤命令簿」が「旅行命令票」でないのは明らかであり、服務規程にある別勤命令簿が同義である。
- (イ) 実名が開示されており、級区分、居住地、金融機関本支店名、預金種別及び口座番号を開示しても、何ら支障はない。
- (ウ) 旅行命令票は条例第7条第1号ただし書ウの「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」そのものである。
- (エ) 級区分は単なる数字・記号である。また、口座番号は単なる数字であり、金融機関、本支店のいずれかを不開示とすれば、開示しても何ら支障はない。

カ 開示請求10について

ファックスでの連絡を強要しているからには、特別に介護福祉課事業者指導係としての内規文書があるからである。よって公文書が存在しないはずがない。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 開示請求1, 2, 7及び8

ア 対象公文書の特定について

服務規程第18条第6項は簿冊等をもって出張復命書にかえることができると規定しており、簿冊で行うものを「簡易復命書」として処理していることから「復命書」を「出張復命書」又は「簡易復命書」として対象公文書の特定作業を行った。

イ 不開示とした理由について

- (ア) 平成19年度共通文書の文書管理表標準例及び対象文書例（本庁用）において出張復命書は保存期間1年とされており、これは文書規程第36条別表第3では、「5年保存」の「(3)軽易な報告書、届出書その他これらに類するもの」に該当する。
- (イ) 平成18年度の出張復命書及び簡易復命書は、保存年限を経過したため平成20年度に廃棄しており、所有していない。

(2) 開示請求3

ア 対象公文書の特定について

行政手続法第24条第1項で、聴聞の主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成することとされており、また、鹿児島県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第19条第1項で、同法第24条第1項の調書は聴聞調書によると規定されていることから、平成19年4月17日付け「聴聞調書」を対象公文書として特定した。

イ 一部開示とした理由について

- (ア) 補佐人及び参考人の住所及び氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから原則として不開示であり、条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しない。
- (イ) 聴聞は非公開で実施しており、聴聞における当事者、参加人、代理人、補佐人及び参考人の陳述に係る情報が無制限に第三者に開示されることとなると、今後、相手方が守秘的な態度を示すなど、率直な意見の聴取が困難になり、県の行う聴聞に係る事務の円滑な執行に支障を生じるおそれがある。

(3) 開示請求4

非常勤職員の委嘱については、人事発令等要領第2条に規定する発令形式により辞令の交付を行っていることから、特定非常勤職員の辞令の写しを対象公文書として特定し、全部開示とした。

(4) 開示請求5及び9

ア 対象公文書の特定について

「出勤簿」については、「平成18年度 出勤簿」を特定し全部開示とし、「非常勤給料の支払いが分かる給与明細又は、非常勤職員への給与支払簿」を「報酬支給内訳書」として公文書の特定作業を行い、「報酬支給内訳書」（平成19年1月分）及び「報酬支給内訳書」（平成19年3月分）を対象公文書として特定した。

イ 一部開示とした理由について

- (㍑) 条例第7条第1号には、情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合も含まれる。
- (㍒) 住所、生年月日及び口座振込先は個人に関する情報であって特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(5) 開示請求6

ア 対象公文書の特定について

特定介護事業所に対する平成19年1月18日の実地検査は、事業所までの距離により出張で行っており、出張は、鹿児島県職員等の旅費支給規則第1条第1項第1号で旅行命令票によって行わなければならないと規定されていることから、「出勤命令簿」については「旅行命令票」として公文書の特定作業を行い、「旅行命令票」（平成19年1月18日）を対象公文書として特定した。

イ 一部開示とした理由について

級区分、居住地、金融機関本支店名、預金種別、口座番号は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しない。

(6) 開示請求10

情報公開に係る事務を適切に処理するために必要と認められる場合に文書による連絡を依頼しているものであり、「書面にて回答するよう求める規定」は、取得・作成していない。内規文書が必要とする異議申立人の主張は当たらない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年12月7日	諮問を受けた。
平成22年12月28日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
平成23年2月2日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
4月25日	異議申立人から意見書を受理した。
平成24年9月5日	諮問の審議を行った。
11月29日	諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）
平成25年1月9日	諮問の審議を行った。

(2) 不開示部分の整理

本件処分において、実施機関は上記3のとおり対象公文書の特定及び一部開示又は不開示とした理由を説明しているが、対象公文書並びに不開示部分及び不開示理由に重複するものもあることから、審査会において別表2のとおり整理し、それぞれの対象公文書特定の妥当性及び不開示理由の妥当性について検討することとした。

(3) 審査会の判断

ア 開示請求1, 2, 7及び8について

実施機関は、「復命書」を「出張復命書」又は「簡易復命書」として公文書の特定を行い、保存期間を経過し、平成20年度に廃棄したため保有していないことから不開示としたとしている。

異議申立人は、保存期間は3年であり、「復命書」は存在するなどとして開示を求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

実施機関における公文書の保存期間の区分は、文書規程第36条において、1年未満、1年、3年、5年、10年、10年を超える保存を必要とする期間及び永久と規定され、公文書の保存期間は、鹿児島県会計規則に定めるものを除き、文書規程別表第3に定める基準に基づき、各課長が定めることとされている。

また、服務規程第18条第5項は、出張後、帰庁したときは7日以内に出張復命書を所属長に提出しなければならないと規定し、同条第6項は、簿冊等をもって出張復命書にかえることができると規定している。

実施機関は、同条第6項に基づく簿冊等による復命を簡易復命書として処理している、また、出張復命書及び簡易復命書は文書規程別表第3の「5 1年保存」の「(3) 軽易な報告書、届出書その他これらに類するもの」に該当することから1年保存であり、平成18年度の出張復命書及び簡易復命書は、1年の保存期間を経過し、平成20年度に廃棄したもので存在しないと説明している。

そこで、当審査会事務局職員に確認させたところ、実施機関は平成18年度の介護保険課（現在は介護福祉課）の文書管理票は保有していないが、平成24年度の介護福祉課の文書管理表においても復命書の保存期間は1年であること、また、文書規程別表第3における1年保存の基準は、請求に係る公文書が属する平成18年度においても、平成24年度と同一であることが確認された。

上記のとおり、服務規程第18条第6項は簿冊等をもって出張復命書にかえることができると規定していることから、簿冊等をもってする介護保険課の簡易復命書の保存期間も、同課の出張復命書と同一であったものと推測できる。

したがって、平成18年度の出張復命書及び簡易復命書は、1年の保存期間を経過し、平成20年度に廃棄したもので保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

なお、念のため、当審査会事務局職員に、介護福祉課における復命書を確認させた

ところ、介護福祉課執務室内及び文書庫内に、請求に係る復命書の存在は確認されなかった。

したがって、開示請求1，2，7及び8について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 開示請求3について

異議申立人は、条例第7条第1号ただし書に該当する、また同条第6号の保護に値しないなどとして本件不開示情報1及び2の開示を求めていることから、条例第7条第1号及び第6号に規定する不開示情報該当性について検討する。

(ア) 本件不開示情報1の個人情報該当性について

a 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであつても、開示しなければならない旨規定している。

b 条例第7条第1号該当性

対象公文書には、補佐人及び参考人の住所、氏名が記載されており、当該住所と氏名は一体となって条例第7条第1号の特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

c 条例第7条第1号ただし書該当性

本件不開示情報1については、これが公表されている事実は認められず、条例第7条第1号ただし書アの情報には該当しないものと認められる。

また、同号ただし書イに該当すべき事情も見当たらない。

さらに、本件不開示情報1は公務員の職又は職務遂行の内容に係る情報であるとは言えないことから、同号ただし書ウにも該当しないものと認められる。

(イ) 本件不開示情報2の事務事業情報該当性について

a 条例第7条第6号

条例第7条第6号本文では、「県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて，公にすることにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。

b 条例第7条第6号該当性

対象公文書は，実施機関が介護保険法第84条第1項の規定に基づく不利益処分を行うにあたり，実施機関が行った聴聞の審理の経過を記載した調書であることから，本件不開示情報2は条例第7条第6号の「県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

また，聴聞における当事者，参加人，代理人，補佐人及び参考人の陳述に係る情報が無制限に第三者に開示されることとなると，今後，同様の聴聞において，相手方が守秘的な態度を示すなど，率直な意見の聴取が困難になり，県の行う聴聞に係る事務の円滑な執行に支障を生じるおそれが生ずることは十分に予想される。

したがって，開示請求3について，本件不開示情報1を条例第7条第1号に，本件不開示情報2を同条第6号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 開示請求4について

異議申立人は，辞令は通知書であり，雇用契約書とは相違するなどと主張していることから，対象公文書特定の妥当性について検討する。

開示請求4に係る特定非常勤職員は介護保険報酬専門指導員（以下「専門指導員」という。）であるが，介護福祉課が定める介護保険報酬専門指導員の設置等に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条において，専門指導員は地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とされている。

また，要綱第6条において，「専門指導員の委嘱は，別紙様式による辞令を交付して行うものとする。」とされている。

さらに，実施機関が定める人事発令等要領（以下「要領」という。）第2条において，「人事異動に関する発令形式は，人事異動の種類に応じて別表第2に掲げる発令形式を用いるものとする。」と規定され，要領別表第2では非常勤職員の任命の発令形式が掲げられている。

そこで、当審査会で対象公文書を見分したところ、要綱の定める様式及び要領別表第2に掲げる非常勤職員の任命の発令形式によっていることが確認された。

したがって、開示請求4について、特定非常勤職員の辞令の写しを対象公文書として特定した実施機関の判断は妥当である。

エ 開示請求5及び9について

異議申立人は、不開示とする理由は見当たらないなどとして本件不開示情報3の開示を求めていることから、条例第7条第1号に規定する不開示情報該当性について検討する。

(ア) 条例第7条第1号

イ(ア) a と同じ

(イ) 条例第7条第1号該当性

対象公文書には、本件不開示情報3の他にも、特定非常勤職員の氏名等が記載されており、特定非常勤職員の氏名は、本件処分において既に開示されている。

異議申立人は、氏名が開示されており住所、生年月日を不開示とする理由は見当たらない、金融機関名か口座番号のいずれかを開示しても個人の識別とはならないと主張しているが、本件不開示情報3は個人に関する情報であり、開示されている特定非常勤職員の氏名と組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることから、特定非常勤職員の氏名と本件不開示情報3は一体として条例第7条第1号の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当すると認められる。

(ウ) 条例第7条第1号ただし書該当性

本件不開示情報3については、これが公表されている事実は認められず、条例第7条第1号ただし書アの情報には該当しないものと認められる。

また、同号ただし書イに該当すべき事情も見当たらない。

さらに、本件不開示情報3は公務員の職又は職務遂行の内容に係る情報であるとは言えないことから、同号ただし書ウにも該当しないものと認められる。

したがって、開示請求5及び9について、本件不開示情報3を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

オ 開示請求6について

異議申立人は、請求した公文書は出勤命令簿であり、これは別勤命令簿が同義であ



るとして対象公文書の特定について異議を述べるとともに、開示しても支障はないなどとして本件不開示情報4の開示を求めていることから、対象公文書特定の妥当性及び条例第7条第1号に規定する不開示情報該当性について検討する。

(ケ) 対象公文書特定の妥当性について

開示請求6に係る特定非常勤職員は専門指導員であるが、要綱第5条第3項において、専門指導員が業務のため旅行したときは、一般職の職員の旅費に相当する額を支給するとされている。

実施機関においては、鹿児島県職員等の旅費に関する条例により、在勤公署から半径2 km以上の地域への旅行は旅費の支給対象となり、旅費を支給する出張は旅行命令により行うこととされている。

さらに、鹿児島県職員等の旅費支給規則第1条第1項第1号で、出張のための旅行命令は旅行命令票又は知事が別に定める様式で行うこととされている。

実施機関は、平成19年1月18日の特定介護事業所に対する実地検査は、特定介護事業所の距離から出張で行ったため、特定非常勤職員の同日旅行分の旅行命令票を対象公文書として特定したと説明するが、当該説明に不自然、不合理な点は認められず、同文書を対象公文書として特定した実施機関の判断は妥当である。

(イ) 個人情報該当性について

a 条例第7条第1号

イ(ア) a と同じ

b 条例第7条第1号該当性

対象公文書には、本件不開示情報4の他にも、特定非常勤職員の氏名等が記載されており、特定非常勤職員の氏名は、本件処分において既に開示されている。

異議申立人は、級区分、口座番号は単なる数字にすぎない、実名が開示されており本件不開示情報4を開示しても何ら支障はないなどと主張しているが、本件不開示情報4は個人に関する情報であり、開示されている特定非常勤職員の氏名と組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることから、特定非常勤職員の氏名と本件不開示情報は一体として条例第7条第1号の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当すると認められる。

c 条例第7条第1号ただし書該当性

本件不開示情報4については、これが公表されている事実は認められず、条例第7条第1号ただし書アの情報には該当しないものと認められる。

また、同号ただし書イに該当すべき事情も見当たらない。

さらに、異議申立人は、旅行命令票は、当該公務員等の職及び当該職務遂行の

内容に係る部分そのものであり、同号ただし書ウに該当すると主張しているが、本件不開示情報4は公務員の職又は職務遂行の内容に係る情報であるとは言えないことから、同号ただし書ウにも該当しないものと認められる。

したがって、開示請求6について、本件不開示情報4を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

カ 開示請求10について

異議申立人は、介護福祉課事業者指導係としての内規があり、存在しないはずがないとして開示を求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

実施機関は、情報公開に係る事務を適切に処理するために必要と認められる場合に文書による連絡を依頼しているものであり、内規文書が必要であるとする異議申立人の主張は当たらないと説明しているが、当該説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、開示請求10について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

キ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申 第 9 2 号  
(諮問公第105号)

別表 1

番号	開示請求項目	請 求 内 容
1	開示請求 1	介護保険課が、特定介護事業所に対し、平成19年 2 月 28 日（水）に 実地検査するために発した復命書
2	開示請求 2	介護保険課が、特定介護事業所に対し、平成19年 3 月 5 日（月）に 実地検査するために発した復命書
3	開示請求 3	平成19年 4 月 17 日に、県庁内において、特定介護事業所の管理者○ ○に聴聞を実施した客観的事実の判明する、平成19年 4 月 17 日当日の その記録書・公文書
4	開示請求 4	非常勤職員○○，○○の雇用契約書
5	開示請求 5	平成19年 1 月 18 日及び 1 月分の○○，○○の非常勤たる出勤簿及び 出勤した日に対価として支払われた，非常勤給料の支払いが分かる給 与明細又は非常勤職員への給与受払簿
6	開示請求 6	非常勤職員○○，○○への介護保険課からの特定介護事業所に対す る平成19年 1 月 18 日の出勤命令簿
7	開示請求 7	平成19年 3 月 5 日の介護保険課○○，○○，○○，○○，○○への 特定介護事業所への復命書
8	開示請求 8	平成19年 3 月 5 日の非常勤職員○○への特定介護事業所への復命書
9	開示請求 9	平成19年 3 月 5 日の○○の非常勤たる出勤簿及び出勤した日に対価 として支払われた，非常勤給料の支払いが分かる給与明細又は非常勤 職員への給与受払簿
10	開示請求10	介護保険課・介護福祉課が開示請求者に対し、開示請求内容の補正 命令書以外に開示請求者に一方的にファックス又は手紙である書面に て回答するよう求める規定がある公文書

答 申 第 9 2 号  
(諮問公第105号)

別表 2

番号	開示請求項目	対象公文書	不開示部分	不開示理由
1	開示請求 1, 2, 7 及び 8	1 介護保険課が特定介護事業所に平成19年 2月28日に実地検査するために発した出張復命書又は簡易復命書 2 介護保険課が特定介護事業所に平成19年 3月5日に実地検査するために発した出張復命書又は簡易復命書 7 平成19年 3月5日の介護保険課特定職員の特定介護事業所への出張復命書又は簡易復命書 8 平成19年 3月5日の特定非常勤職員の特定介護事業所への出張復命書又は簡易復命書	全て	不存在
2	開示請求 3	平成19年 4月17日付けの聴聞調書	本件不開示情報 1 ----- 補佐人及び参考人の住所, 氏名	条例第 7 条第 1 号 (個人に関する情報) に該当
			本件不開示情報 2 ----- 当事者, 参加人, 代理人, 補佐人及び参考人の陳述の要旨	条例第 7 条第 6 号 (事務又は事業に関する情報) に該当
3	開示請求 4	特定非常勤職員の辞令の写し	なし	—
4	開示請求 5 及び 9	特定非常勤職員の平成18年度の出勤簿	なし	—
		平成19年 1月及び 3月分の報酬支給内訳書	本件不開示情報 3 ----- 住所, 生年月日, 口座振込先	条例第 7 条第 1 号 (個人に関する情報) に該当
5	開示請求 6	特定非常勤職員の平成19年 1月18日旅行分の旅行命令票	本件不開示情報 4 ----- 級区分, 居住地, 金融機関本支店名, 預金種別及び口座番号	条例第 7 条第 1 号 (個人に関する情報) に該当
6	開示請求10	介護保険課, 介護福祉課が開示請求者に対し, 補正命令書以外に開示請求者に一方的にファックス又は手紙にて回答するよう求める規定	全て	不存在